

集会所等整備補助金・掲示板設置費補助金の概要

集会所等整備補助金

①目的

自治会等が集会所を新築、増築、改築、水洗便所への改造、既存建物及びその敷地並びに建設用地を購入する場合、公園や広場（市の所有するものを除く）を整備する場合、1次避難所に指定された集会所の耐震診断、耐震改修工事を対象とし、地域の防災力向上、又は集会所にAEDを設置する場合、その設置に要する経費の一部を補助することにより自治活動を助長し、市民文化の向上と市民福祉の増進を図ることを目的とする。

②補助金交付基準

	区 分	補助対象経費	補助率	補助限度額
1	新 築	建築費 (付帯工事費含)	1 / 3 以内	500万円
2	増 築			200万円
3	改 築			250万円
4	改 造	水洗化に伴う便所の改造		30万円
5	既存建物及びその敷地並びに建設用地の購入	購入費		300万円
6	公園の遊具又は工作物等の設置等を行う場合	遊具・工作物等の整備費		20万円
7	AEDの設置を行う場合	設置に要する費用		10万円
8	集会所の耐震診断等を行う	耐震診断、耐震設計又は耐震診断改修計画に要する経費	2 / 3 以内	100万円
9	集会所の耐震改修工事を行う場合	耐震改修工事に要する費用		750万円

※用語の定義

1 新築

新たに集会所を建築すること、又は既存の集会所を除去し、同じ敷地内に構造、規模がほぼ同一の集会所を建築すること。

2 増築

既存の集会所としての建物に附属し、新たに集会施設としての用に供する建物を建築すること。

3 改築

新築及び増築された既存の集会所の耐用年数を延長又は機能を向上させるため、延床面積を変更しないで、当該集会所を改装し、又は補修、修繕若しくは改造を行うこと、又は高齢化が進み、集会施設を活用する障害となる階段等を排除し、車椅子の進入や段差の解消等のため改造を行うこと。

4 水洗便所への改造

公共下水道及び農業集落排水処理区域内の汲み取り便所を水洗便所に改造又は浄化槽を廃止し、公共下水道若しくは農業集落排水に接続すること。

5 既存の建物及びその敷地・建設用地

既存の建物と併せて敷地を購入することにより、集会所機能を取得すること。

建設用地は、集会所を建設する目的で購入する用地であって、建設に至る造成費を含むものとする。

6 遊具・工作物等

公園に設置される、地面に固定されたブランコ、鉄棒、滑り台、雲梯等で、社団法人日本公園施設業協会が定める基準に沿ったもの又はそれと同等の安全基準を有しているもの。

遊具及び地面に固定されている、フェンス、生垣、あずま屋、テーブル、ベンチ、排水溝並びに砂場をいう。

7 A E D

不規則に細かく興奮している心筋細胞に対し自動的に電気刺激を与えることで、心臓の機能を正常に戻す処置をする機器をいう。

8 耐震診断

耐震改修工事に際し、事前に耐震診断を行い、耐震改修工事内容を検討する。耐震改修の補助金を受ける場合に、耐震診断は必須となる。

9 耐震改修

耐震診断の結果に基づく耐震改修工事(上部補強工事、基礎補強工事)並びに耐震改修工事に際し必要な既存設備等の撤去及び再仕上げ等の工事をいう。

③補助金の交付制限

集会所の増築又は改築、改造については、この要綱に基づく補助金の交付を受けて集会所の建築を行ったことがある自治会等に対しては、次の場合を除いて補助金の交付をしない。

- (1) 新築にあつては、要綱に基づく補助金の交付を受けて建築した日から起算して20年以上経過しているとき。ただし、既存の建物を購入した場合は、購入した日から起算して10年以上経過しているとき。
- (2) 増築にあつては、要綱に基づく補助金の交付を受けて主たる建物が建築された日から起算して7年以上経過し、又はその時の戸数に比べ50パーセント以上の戸数の増加があるとき。
- (3) 改築にあつては、新築若しくは増築の補助金の交付を受け日から起算して10年以上経過しているとき、又は改築の補助金の交付を受け日から起算して5年以上経過しているとき。ただし、耐震改修工事の場合に限り、改築及び増築の補助金を受けてからそれぞれの既定の年数以内であっても、工事を行うことができる。
- (4) 公園の整備にあつては、補助金の交付を受けた日から起算して5年以上経過しているとき。
- (5) 耐震診断、耐震改修工事にあつては、その集会所が1次避難所に指定されており、昭和56年5月31日以前の建築であること。
- (6) その他市長が特に必要と認めたとき。

※ 一の自治会等における2以上の集会所の設置又は2回目以降の改築については、補助限度額の2分の1以内の補助とします。

※ A E Dの設置については、この要綱に基づく補助金の交付を受けてA E Dの設置を行ったことがある自治会等に対しては、補助金を交付しない。

掲示板設置費補助金

①目的

市及び住民相互の広報活動のために、掲示板を設置、建替え又は改修しようとする自治会に対し、その設置、建替え又は改修に要する経費について市が補助を行うことにより、広報伝達の周知徹底を図り、もって住民の福祉の増進に資することを目的とする。

②補助金交付基準

区 分	補助対象経費	補助率	補助限度額
掲示板を新たに設置する場合	設置に要する経費 (工事費を含む。)	100%	10万円
市が交付する補助金で設置した掲示板を建替え又は改修する場合	建て替え又は改修に要する経費 (工事費を含む。)	50%	5万円

③設置基準

自治会単位、若しくは概ね自治会加入戸数150戸に1箇所

問い合わせ先

三木市 市民ふれあい部 市民協働課

電話 82-2000 (内線) 2427